

# 平成22年分 税の申告が始まります！

## 2月16日(水)～3月15日(火)

### 市民税・県民税の申告と所得税の確定申告は自分で書いてお早めに

#### 農業収支の事前相談会

平成22年分農業所得の収支内訳書を作成していただくための相談会を次の日程で開催します。

申告期間中は大変混み合いますので、ぜひこの機会をご利用ください。

▼農業収支の事前説明会

開催日	会場	受付時間
2月7日(月)	高島支所	午前9時～午前11時30分 午後1時～午後3時30分
	マキノ支所 朽木支所	午前9時～午前11時30分
2月8日(火)	マキノ支所 朽木支所	午前9時～午前11時30分
2月9日(水)	今津支所	午前9時～午前11時30分
2月10日(木)	安曇川公民館	午前9時～午前11時30分 午後1時～午後3時30分

▼申告期間中の受付会場

会場	曜日	月	火	水	木	金
今津税務署		●	●	●	●	●
市役所税務課		●	●	●	●	●
マキノ支所			●		●	
今津支所		●				●
朽木支所			●		●	
安曇川支所		●		●		●
高島支所			●		●	

受付時間 8:30～11:30、13:00～16:30  
※●印が受付日です。

平成22年分の所得税の確定申告と市民税・県民税の申告が始まります。申告期間中の各会場の受付曜日は次表のとおりです。ご都合の良い日、会場をご利用ください。

(注) 今津税務署では、市民税・県民税申告書の受付はできません。

#### 申告が必要な方

##### 〈所得税の確定申告〉

○事業をしている方、不動産収入のある方、土地や建物を持った方などで、平成22年中の所得の合計額が、基礎控除、配偶者控除、扶養控除などの所得控除の合計額を超える方

○給与所得者で、次の①から③に当てはまる方

- ①給与収入金額が2千万円を超える方
- ②給与と所得や退職所得以外の所得金額が20万円を超える方
- ③2か所以上から給与を受けている方

##### 〈市民税・県民税の申告〉

平成23年1月1日現在、高島市に居住している方。ただし、次の方を除きます。

- ①所得税の確定申告書を提出した方
- ②前年中の所得が給与と所得だけで、年末調整を済ませている方(勤務先から給与と支払報告書の提出があった方に限ります。)

※給与と所得者の還付申告等の簡易な所得税の確定申告は、市役所でも受け付けできます。ただし、次に該当する方は税務署で申告をしてください。

- ・(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受ける方
- ・土地や株などの譲渡所得がある方
- ・初めて事業所得の申告をされる方
- ・青色申告をされる方

その他、損失の繰越控除など複雑な申告をされる方

●今津税務署  
☎(25) 21001

※所得が全くない方でも、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の軽減措置、国民年金保険料の免除、児童手当の支給などを受けられる方は申告が必要です。

●今津税務課  
☎(25) 8116

## 非自発的失業者の国民健康保険の負担軽減制度について

倒産・解雇などによる離職(特定受給資格者)や、雇い止めなどによる離職(特定理由離職者)をされた方の国民健康保険税の負担軽減を行う制度が創設されました。

#### ◆対象者は…

雇用保険受給資格者証に次の離職理由コードが記載されている方です。

○特定受給資格者

コード	離職理由
11	解雇
12	天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
21	雇止め(雇用期間3年以上雇止め通知あり)
22	雇止め(雇用期間3年未満更新明示あり)
31	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
32	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職

○特定理由離職者

コード	離職理由
23	期間満了(雇用期間3年未満更新明示なし)
33	正当な理由のある自己都合退職
34	正当な理由のある自己都合退職(被保険者期間12か月未満)

※上記以外の方は該当しません。

#### ◆軽減措置の概要は…

特定受給資格者、特定理由離職者の前年の給与と所得を100分の30とみなして算定します。

#### ◆軽減期間は…

離職の翌日から翌年度末までの期間です。

※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。

※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

※制度が始まる前1年以内(平成21年3月31日以降)に離職された方は、平成22年度に限り国民健康保険税が軽減されます。ただし、平成21年度の保険料は対象となりません。ご了承ください。

#### ◆手続きは…

「国民健康保険税 特例対象被保険者等申告書」「雇用保険受給資格者証の「コピー」を提出してください。

閏税務課 ☎(25) 8116

#### 申告に必要なもの

- ・申告書用紙(昨年申告された方)印鑑
- ・給与所得者は、「給与所得の源泉徴収票」
- ・公的年金の受給者は、「公的年金等の源泉徴収票」
- ・生命保険料や地震保険料などの支払金額の証明書
- ・国民年金保険料および国民年金基金の支払金額の証明書(控除証明書)
- ・国民健康保険税(料)および後期高齢者医療保険料や介護保険料の納付金額の確認できる資料

- ・医療費控除を受けようとする方は、平成22年中に支払った医療費の領収書(領収書はあらかじめ集計し、支払先が多い場合は「医療費の明細書」を作成してください。)
- ・事業所得者等は収支内訳書
- ・営業や農業による収入がある方はあらかじめ自分で収支内訳書を作成したうえで申告にお越しください。
- ・所得税の還付申告をされる方は、預貯金通帳口座番号(申告者名義のもの)
- ・その他(申告の内容により必要な書類があります。)

## 所得証明書等について

申告されないと、所得証明書を発行できない場合があります。また、申告を必要としない方でも、国民健康保険加入者は、国民健康保険税の軽減等を受けられる場合がありますので、必ず申告してください。また、介護保険、福祉医療、高額医療の申請をされる方や国民年金の免除申請をされる方等についても申告が必要となる場合がありますので、申告期間中に申告してください。

## インターネットをご利用の方



確定申告書等の作成は、国税庁ホームページ「http://www.nta.go.jp」の「確定申告書作成コーナー」をご利用ください。このコーナーで作成した確定申告書等は、ご使用のプリンターで印刷(モノクロ印刷可)して提出できます。また、確定申告書等をインターネットで提出できる、e-Tax(新規の方は事前の届出が必要です。)をぜひご利用ください。